

令和6年4月25日

応募希望者 様

那 覇 市 長  
( 公 園 管 理 課 )

## 回 答 書

	質 問	回 答
1	管理区画については、指定管理者とどのようなすみ分けを行いますか。	Park-PFI事業は公募対象公園施設を設置する区画において、日常清掃や草刈り等の日常管理を行っていただきます。 指定管理者との管理範囲を明確に区分するため、園路によって区切られた範囲を管理区画としております。 また、管理区画の日常管理のほか、公募設置等指針P.11.5(1)に記載されているとおり、都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置に係る、新都心公園での社会貢献活動についての提案を求めています。
2	大屋根空間の整備は公募対象公園施設としてなのか、特定公園施設としてなのか、どちらになりますか。	大屋根空間は公募対象公園施設の一部として整備していただきます。したがって、大屋根空間の維持管理及び事業期間満了時の解体撤去は、認定計画提出者において実施していただきます。
3	公園使用料の考え方について、大屋根空間で飲食店専用のテラス席を設置した場合、使用料の対象となるとのことですが、大屋根空間内に誰もが使える可動式のイスやテーブル等を設置して、そこで飲食店で購入したものを飲食した場合、使用料の考え方はどのようになりますでしょうか。	大屋根空間内に誰もが利用できるものとしてイス等を設置した場合については、公園使用料の対象面積とはなりません。
4	公募対象公園施設設置対象区画にある樹木については、全て移植となりますか。	公募対象公園施設設置対象区画において、公募対象公園施設の設置に支障となる樹木や施設につきましては、認定計画提出者の負担において移設してください。 なお、移設箇所につきましては、本市と協議の上決定します。
5	指定管理者が設置する新たな有料駐車場については、設置期間は何年となりますか。	新設する水のみちゾーンの有料駐車場につきましては、指定管理期間内において、現在の指定管理者に設置管理していただきます。指定管理期間終了後、本市に譲渡され、新たな指定管理者に管理運営が引き継がれます。 なお、認定計画提出者による新たな駐車場の設置はできません。
6	公募対象公園施設のインフラの引込については、公園内から可能ですか。	公募設置等指針P.7.2.(5)①チに記載されているとおり、公募対象公園施設の各種インフラについては、原則として既存施設と独立して設置してください。

7	花のみちゾーンにある耐震性貯水槽はどこにありますか。	花のみちゾーンにある円形の花壇から緑化センター方向に向かって埋設されております。詳細については、参考資料⑧新都心公園埋設物図をご確認ください。
8	遊具の設置に際し、東屋や照明灯の取り扱いはどうなりますか。	遊具の設置に支障となる東屋や照明灯については、全て認定計画提出者の負担により、花のみちゾーン内において、移設又は同等品への更新を行ってください。その後、他の特定公園施設と併せて本市に譲渡していただきます。
9	設置した遊具の管理区分はどのようになりますか。また、補修の必要が生じた場合は、誰が実施しますか。	必須提案の特定公園施設は、本市による完了検査を経て、全て本市に譲渡していただきますので、その後の維持管理及び補修については本市が行うこととなります。なお、公募設置等指針P.10.3.(5)エ)に記載のとおり、原則として、遊具は維持管理にかかる正規部品の調達が長期間(15年程度)可能な製品としてください。
10	遊具の使用は無料ですか。	遊具は本市に譲渡していただき、無料の施設として供用します。
11	遊具の設置が可能な範囲はどこまでですか。	遊具の設置が可能な範囲は、参考資料⑧新都心公園埋設物図に記載されている耐震性貯水槽及び沖縄県立博物館・美術館を囲む歩行者専用道路に影響を与えない範囲とします。なお、設置箇所については、遊具の安全領域等も考慮して、ご検討ください。
12	スケートパークを改修する場合、バスケットコートまで拡張することは可能ですか。	バスケットコートまで拡張することはできません。公募設置等指針P.10.3(5)オ)に記載のとおり、スケートパークの改修は原位置かつ、現在と同じ規模で改修してください。
13	特定公園施設の整備に要する費用に関して、一部を那覇市が負担することができるということですが、事業者から那覇市に負担してもらった額として、64,000千円以下を提案するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。「官民連携型賑わい拠点創出事業」を活用し、国からの支援を受けることを予定しており、64,000千円を上限として本市が整備費の一部を負担することが可能です。
14	特定公園施設の整備に要する費用について、72,000千円以上を提案しなければならないとのことですが、仮に特定公園施設の整備に要する費用を72,000千円、那覇市の負担額を64,000千円と提案した場合、事業者が負担する額は、那覇市の負担額を差し引いた8,000千円となるという認識でよろしいでしょうか。	特定公園施設の整備に要する費用として提案いただいた額から、本市負担額として提案いただいた額を差し引いた額が認定計画提出者が負担する特定公園施設にかかる整備費の額となります。したがって、ご質問の場合については、ご認識のとおり、認定計画提出者の負担額は8,000千円となります。なお、価格審査においては、上記認定計画提出者が負担する特定公園施設にかかる整備費の額と公募対象公園施設にかかる公園使用料の額を合わせた金額が審査の対象となります。

15	<p>特定公園施設の整備に要する費用は、150,000千円を審査対象上限額とするとのことですが、これは特定公園施設を整備する際に生じる総事業費が対象という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>特定公園施設の整備に要する費用とは、既存施設の移設等に係る費用を除いた整備に要する総事業費であり、72,000千円以上の額を提案していただきます。</p> <p>その提案額が150,000千円を上回った場合、価格審査における特定公園施設の整備に要する費用については、150,000千円として審査を行います。なお、審査対象上限額の設定は、150,000千円以上の提案を妨げるものではありません。</p> <p>また、特定公園施設については価格審査の他、遊具及びスケートパークの提案内容についても、それぞれ審査を行います。</p>
16	<p>特定公園施設を整備する際に支障となる既存施設や樹木について、撤去や移設等を実施する場合、その費用については、特定公園施設の整備に要する費用等に含まれますか。</p>	<p>特定公園施設を整備する際の既存スケートパークの撤去費用や、埋設管の移設費用、樹木の移植費用等については、価格審査の対象となる特定公園施設の整備に要する費用には含まれません。</p>
17	<p>大屋根空間を併せ持つ開放的な飲食店について、なにか参考事例等がありますでしょうか。</p>	<p>本事業の公募にあたり、参考とした大屋根空間の事例について、参考資料⑨「大屋根空間のイメージ」を作成し、掲載しましたので、ご確認ください。ただし、当該事例につきましては、あくまで参考であり、意匠や構造を制限するものではありません。</p>
18	<p>大屋根空間内に誰もが利用できる施設として、イスやテーブル等を設置することは可能ですか。</p>	<p>大屋根空間内において、誰もが利用できる施設としてイスやテーブル等の施設を設置することは可能です。</p> <p>なお、大屋根空間は災害時の一時避難スペース等としての活用も行うため、原則として可動式としてください。</p> <p>また、設置するイスやテーブル等の施設については、認定計画提出者により管理してください。</p>